

お客さま 各位

岡崎信用金庫

おかしんパーソナルダイレクト利用規定改訂のご案内

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、全国の金融機関におきましてインターネットバンキングを利用した不正送金等の被害が増加しております。

当金庫では、不正送金等の被害を未然に防止するため、下記のとおり「おかしんパーソナルダイレクト利用規定」を改訂させていただくことといたしましたのでご案内いたします。

ご利用いただいている皆様には、何卒ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象のサービス

「おかしんパーソナルダイレクト」

2. 改訂日

平成29年7月3日（月）

3. 改訂条項

第17条3項 サービスの利用停止

第17条4項 サービスの強制解約

4. 改訂内容について

改訂内容の詳細につきましては、「おかしんパーソナルダイレクト利用規定新旧対照表」をご確認ください。

以上

<本件に対するお問い合わせ先>

岡崎信用金庫EBサービス 0120-251-039（接続後2番）

受付時間午前8時45分～午後7時00分（土日、祝日、12月31日～1月3日除く）

おかしんパーソナルダイレクト利用規定新旧対照表

新	旧
<p>第17条3項サービスの利用停止</p> <p>当金庫は、安全対策のため、または不正取引行為を防止するため必要と判断した場合、ご契約先に事前に通知することなく、いつでも本サービスの利用を停止することができるものとします。同措置による利用停止の解除については当金庫所定の手続きによるものとします。</p> <p>なお、当金庫は、この規定によりご契約先に対し利用停止措置義務を負うものではなく、利用停止または利用停止解除によりご契約先に生じた損害について、責任を負いません。</p>	<p>第17条3項サービスの利用停止</p> <p>ご契約先に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。本項3号または4号の事由が生じたことにより当金庫が本サービスの全部または一部の利用を停止した場合で、ご契約先が本サービスの利用再開を希望する場合は、当金庫所定の方法で当金庫に届け出てください。ただし、当金庫は、この規定により、ご契約先に対して一時停止措置義務を負うものではありません。</p> <p>(1) 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合</p> <p>(2) ご契約先が本規定その他当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合</p> <p>(3) ご契約先がソフトウェアトークンの利用停止または解約を行った場合</p> <p>(4) ご契約先がハードウェアトークンの利用を解約した場合</p>
<p>第17条4項サービスの強制解約</p> <p>ご契約先に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、ご契約先に事前通知することなく、本契約を解約することができるものとします。</p> <p>(1) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき</p> <p>(2) 当金庫に支払うべき利用手数料その他の諸手数料の支払いが遅延したとき</p> <p>(3) お客さまカード等が不着などで返戻されたとき</p> <p>(4) 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫においてご契約先の所在が不明となったとき</p> <p>(5) 支払の停止または破産、民事再生の手続開始の申し立てがあったとき</p> <p>(6) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき</p> <p>(7) 相続の開始があったとき</p> <p>(8) 各種パスワードの不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき</p> <p>(9) 当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき</p>	<p>第17条4項サービスの強制解約</p> <p>ご契約先に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、本契約を解約することができるものとします。</p> <p>この場合、ご契約先への通知の到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を連絡先にあてて発信した時に本契約は解約されたものとします。</p> <p>(1) 当金庫に支払うべき利用手数料その他の諸手数料を2か月連続して支払わなかったとき</p> <p>(2) 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫においてご契約先の所在が不明となったとき</p> <p>(3) 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあったとき</p> <p>(4) 相続の開始があったとき</p> <p>(5) 各種パスワードの不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき</p> <p>(6) 第2条2項の初回ログイン時の手続き完了後、当金庫所定の期間までにワンタイムパスワード利用開始手続を行わないとき</p> <p>(7) 本条3項3号または4号の事由が生じた後、相当期間経っても、ご契約先が新たなワンタイムパスワードの利用開始手続を行わないとき</p>